

全産連

# 振興法案を取りまとめ

## 事業者の責務等を示す

(公社)全国産業廃棄物連合会(石井邦夫会長)は10月に「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案(仮称)大綱」を取りまとめた。産廃処理業者の責務、事業者・国民の協力、環境大臣による振興基本方針の策定、国・地方公共団体の施策などの事項ごとに提言している。

・その他関係団体に期待される事項▽その他、産廃処理業の振興に関し必要な事項――の六つの事項について策定を求める。

にあたる環境負荷低減への配慮▽再生品利用の促進▽最終処分場の確保▽地球温暖化対策支援▽海外展開の支援▽開発途上国の処理困難資源の日本での適正な処理の推進▽研究開発の推進等▽普及啓発▽援助――を求める。

その他に産廃処理業者団体の責務等を定める。同法律案は施行後5年を経過したときに見直す。

産廃処理業者の責務としては▽資源の循環的な利用・処分▽環境負荷低減▽災害廃棄物処理への協力▽情報公開▽人材育成▽技能実習への協力▽技術開発の推進▽労働安全衛生の向上▽地域社会の健全な発展への貢献――を挙げている。

事業者・国民の協力としては、処理委託時の情報提供と適正費用の負担、再生品の使用を掲げている。

環境大臣による振興基本方針としては▽産廃処理業の振興の意義およびその基本的事項▽産廃処理業者に期待される事項▽国が講ずべき措置▽地方公共団体が講ずべき措置▽産廃処理業の事業者団体